

地域主権改革の権限移譲により制定する「(仮称)世田谷区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」の骨子案について

(付議の要旨)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により改正された介護保険法に基づき制定する「(仮称)世田谷区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」(以下「条例」という。)の骨子案を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により、介護保険法の一部改正が行われ、従来、国の省令で定めていた地域包括支援センター(以下「センター」という。)における包括的支援事業を実施するために必要な基準について、区市町村の条例で定めることとなった。

条例は、介護保険法(以下「法」という。)及び同法施行規則(以下「省令」という。)により定められた「従うべき基準(センターの職員に係る基準)」と「参酌すべき基準(センターの運営に係る基本方針)」により定めるものとされている。

これらを踏まえ、区におけるセンターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を制定することとし、この度骨子案を取りまとめたので、報告する。

2 条例制定にあたっての基本事項

(1) 法及び省令で定められている事項

法第百十五条の四十六関係

センターの設置者は、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)を実施するために必要なものとして区の条例で定める基準を遵守しなければならない。

区が条例を定めるに当たっては、センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については省令で定める基準を参酌するものとする。

従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。省令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能である。

参酌すべき基準：省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

省令第百四十条の六十六関係

従うべき基準は、次のイ及びロに掲げる基準

イ 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

ロ イの規定にかかわらず、第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の区市町村にセンターを設置する場合、合併区市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の場合、又は区市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件等を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会で認められた場合は、次の表によることができる。

| 担当区域内の第1号被保険者数       | 人員配置基準                           |
|----------------------|----------------------------------|
| おおむね1,000人未満         | 上記3職種のうちから1人又は2人                 |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 上記3職種のうちから2人（うち1人は専従常勤）          |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 保健師等1人（専従常勤）及び他の2職種のいずれか1人（専従常勤） |

参酌すべき基準は、次のイ及びロに掲げる基準

イ センターは、上記3職種が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

## (2) 区として勘案すべき事項

センターの担当区域の第1号被保険者の数が、3,000人台から12,000人台まであり、法及び省令で定める基準だけでは十分でない。

(1) ロに記す場合というのは、区ではほぼ想定されない。

区では、センターにおける高齢者の実態把握訪問やあんしん見守り事業、もの忘れ相談等の実施に力を入れており、センターの業務量に応じた適切な人員配置を定める必要がある（現在、委託契約上は、省令の定めによる配置人員（専門3職種合計3人）を含め、常勤換算4人以上としている。）。

## 3 条例の骨子案

別紙「(仮称)世田谷区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(骨子案)」のとおり

#### 4 区民意見募集の実施

期間 平成26年9月15日(月)から10月6日(月)まで  
周知方法 ホームページ、広報紙、FAX情報便(事業者向け)  
内容 区条例の骨子案について区民意見を募集する。

#### 5 今後の予定

|       |       |                  |
|-------|-------|------------------|
| 平成26年 | 9月 3日 | 福祉保健常任委員会報告(骨子案) |
|       | 9月15日 | 区民意見募集(10月6日〆切)  |
| 平成27年 | 1月14日 | 政策会議(条例案)        |
|       | 2月 4日 | 福祉保健常任委員会報告(条例案) |
|       | 2 4日  | 平成27年第1回定例会      |
|       | 4月 1日 | 条例施行             |